

食品製造業・小売業の 適正取引推進ガイドライン

~牛乳・乳製品製造業~

読んだから 言えた。

読んだから 気づけた。

長くおつき合い したいから・・

FAIR TRADE, FAIR PRICE

農林水産省 食料産業局・生産局



このガイドラインの活用方法 -

- このガイドラインでは、独占禁止法や下請法※で「問題となり得る事例」とともに、 「望ましい取引実例」を15項目にわたりわかりやすく掲載しています。
- 取引に当たり、どのような行為が法令違反に該当するおそれがあるのか、また、 望ましい取引実例としてどのようなものがあるのか参考にしてください。
- 以下に概要をお示ししますが、ガイドラインの詳しい内容は農林水産省ホーム ページでご覧になれます。
- ※下請代金支払遅延等防止法

牛乳・乳製品製造業における新たな論点

①短納期発注

<問題となり得る事例>

× 納品期限が極端に短い当日発注・当日納品を、それに伴うコスト増加分を支払わずに、 記録を残さずに又は納期直前に発注を行うこと が常態化。



こんな短い納期で 言われてもコスト増加 分を払ってもらえない。

<望ましい取引実例>

本目中

○ 通常は数日前に数量を確定して発注してもらうとともに、直前の発注を行う場合はコスト増加分を支払ってもらうこととし、いずれの場合も記録を残して発注してもらうことを小売業者に要請し、合意した。

②客寄せのための納品価格の不当な引下げ

<問題となり得る事例>

- ★ 小売業者Aが、納品価格を下回る価格で商品を販売※。別の小売業者Bから、これを引き合いに、同種の商品の納品価格を引き下げるよう一方的に要求され、断ることができない。
- ※納価割れ販売を継続的に行い、他の事業者の活動を困難にするおそれがある場合は、独占禁止法上の「不当廉売」となります。





<望ましい取引実例>

- 小売業者Aに対して、恒常的な納価割れ販売は問題であることを説明し、改善された。
- 小売業者Bに対して、小売業者Aによる納価 割れ販売の実態を説明することで、取引価格を 維持することで合意した。

③物流費等のコスト増加を反映しない価格決定

<問題となり得る事例>

× 人件費、物流費等の上昇に伴うコストの大幅な増加について、毎年の乳価改定時以外は価格に転嫁することを認めてもらえず、一方的に納品価格を据え置かれた。



こんなに物流コスト が上がっているのに 価格転嫁できない…



<望ましい取引実例>

○ 物流費等の増加に際し、乳価改定時に限らず、取引価格について継続的に交渉を行うことで、改定につながった。

④PB商品をめぐる不利な取引条件の設定

<問題となり得る事例>

- × 小売業者から、NB商品^{*1}の取引の中止、 取引数量の減少をちらつかされ、著しく低い取 引価格でPB商品^{*2}の製造委託を一方的に要 求された。
- ※1 NB商品:ナショナル・ブランド商品 ※2 PB商品:プライベート・ブランド商品







プライベートブランド新商品!

<望ましい取引実例>

- 小売業者とPB商品の価格交渉を行い、納 得できる価格で合意した。
- NB商品の取扱いを維持、増加してもらうことを小売業者と合意できる場合に、PB商品の製造委託に応じている。

既存のガイドラインと同様の論点(主なもの)※

1 前提が異なっていても同じ単価で発注

<問題となり得る事例>

× 小売業者は、当初の予定数量から発注数量を半減させたにもかかわらず、大量発注を前提とした割安な単価を一方的に決めた。



大量に発注するって 言っていたから単価を 安くしたのに、数量が 半分になるなんて、 話が違うよ・・・

<望ましい取引実例>

○ 価格設定の段階で、発注ごとの出荷数量の 単位別の単価をあらかじめ取り決めている。

3 合理的な根拠のない価格決定

<問題となり得る事例>

× 小売業者の特売期間に対応した通常より大幅に低い価格を、特売期間終了後も継続を求められ、一方的にその価格を押し付けられた。







毎日お買い得

<望ましい取引実例>

○ 採算の取れない取引は行わず、納得できる 取引価格で小売業者と合意した。

5 発注のキャンセル

<問題となり得る事例>

・ 小売業者が指定するセンターへの納品の際、 天候等の影響によりセンターから店舗への納 品ができないことを理由に、納品の受入れを拒 否され、発注をキャンセルされた。





<望ましい取引実例>

○ キャンセル時においては、製造業者に責任 がない場合には、製造業者が負担することと なった費用を支払うルールとしている。

2 包材(パック等)の費用負担

<問題となり得る事例>

× 小売業者から製造委託を受けてパックを調達したにもかかわらず、販売不振により使わなくなったパックの代金を小売業者に負担してもらえなかった。







言われた通りにパックを 買ったのに余りの代金を 払ってくれないなんてひどい…

<望ましい取引実例>

○ 残ったパックは小売業者に買い取ってもらうよう、あらかじめ契約で取り決めている。

4 協賛金(リベート)の負担

<問題となり得る事例>

× 新規商品の導入に際して、販売数量見込み のないまま協賛金を徴収された。



協替金



協賛金

<望ましい取引実例>

○ 事前に小売業者と十分協議の上、協賛金を 支払うことについて合意し、小売業者が販売促 進費として活用するものとして、協賛金の料率 を契約で決定している。

6 従業員の派遣、役務の提供

<問題となり得る事例>

× 小売業者の要請に基づき、特売期間中の店舗での商品陳列のため従業員を派遣したが、早朝の対応を求められた上に、日当・交通費の支払がなかった。



あんなに朝早くから 手伝いに行ったのに何の 支払いもないのはひどい…



<望ましい取引実例>

○ 日当や交通費など派遣に必要な費用の支払いや、曜日の選択などについて小売業者と製造業者との間で十分協議した上で決定した。

本ガイドラインの活用パターン

賞味期限

【小売業者の方へ】

- 取引においては買い手の立場が強いのが一般的です。小売業者自ら取引条件の改善 に積極的に取り組むようお願いいたします。
- 担当者が代わると対応も変わることがあり得ますので、常に自社の取引の点検をお願い いたします。

【製造業者の方へ】

- 自らも取引のルールを十分に理解し、取引先に改善を求めていくことも大事です。
- 取引先が十分な協議に応じてくれないなど、問題が解決されない場合には「下請かけこみ寺」を 活用してください。
- 本ガイドラインで示した事例は、他の食品製造業の同様の事例にも活用していただけます。

小売業界における自主行動計画の策定

- スーパーマーケット・ドラッグストアを含む小売業界では、本ガイドラインの策定を受け、今回初めて、 業界内への適正取引の浸透等を目的とした「自主行動計画」が策定されました。
- 本ガイドラインに加えて、自主行動計画に基づき、小売業者が主体的に法令を遵守し、適正取引 を行っていくことで、食品製造業と小売業の取引環境が改善していくことが期待されています。

問い合わせ先等

〈詳しいガイドラインは〉

■ 農林水産省HPで、ご覧になれます。

牛乳。適下取引

検索 〇



ガイドライン本文はこちら

〈このパンフレットのお問合せ先〉

農林水産省 食料産業局企画課

TEL(直通) <u>03-6744-2065</u> 生產局牛乳乳製品課

TEL(直通) 03-6744-2128



〈取引上の悩みについての相談は〉

- 下請かけこみ寺は、全国の都道府県に設置しており、企業間取引に関するさまざまな相談などに 対して、相談員が無料で親身になって対応します。
- 必要に応じて弁護士の無料相談を行うとともに、紛争の早期解決に向けて裁判外紛争処理手 続(ADR)も無料で実施しています。

下請かけこみ寺 0120-418-618 (中小企業庁委託事業)

〈その他独占禁止法及び下請法に関するお問合せは〉

公正取引委員会事務総局 取引部 企業取引課

TEL(直通) 03-3581-3375

取引が改善されない場合は、 匿名でも相談できます。